

中期財政運営方針

(平成 28 年度 ~ 平成 32 年度)

~県勢発展に必要な経営資源を将来にわたって確保していくために~

素案

平成 27 年 10 月

広島県

— 目 次 —

1 策定の趣旨	2
2 中期財政運営方針の位置付け等	4
3 本県財政の現状と展望	5
4 中期財政運営方針について	9
5 今後の財政収支見通し	18
6 毎年度の予算編成にあたって	21

1 策定の趣旨

本県では、平成 22 年 10 月にひろしま未来チャレンジビジョン（以下「チャレンジビジョン」という。）を策定し、人口減少・少子高齢化、経済分野をはじめとするグローバル化の進展など、時代の転換点に立つ中で、県民と共に「目指す姿（将来像）」を実現するため、「人づくり」「新たな経済成長」「安心な暮らしづくり」「豊かな地域づくり」の 4 つの政策分野ごとに「目指す姿」を掲げ、様々な挑戦を行っています。

これまで、この 4 つの政策分野を相互に関連させ、相乗効果をもたらしながら好循環する流れをつくり出してきた結果、新規創業件数や総観光客数の増加など、様々な成果や変化が現ってきた一方、

- ・ 出生数の減少が更に進むことなどに伴い加速的に進行する人口減少
- ・ 今後見込まれる東京圏での開発投資の活発化や雇用拡大に伴う東京一極集中の加速化
- ・ 企業における海外での事業展開の活発化や近年の外国人観光客数の大幅な増加など、グローバル化新局面の到来
- ・ 東日本大震災や平成 26 年 8 月の広島市での大規模土砂災害の発生に伴う更なる安全・安心に対する意識の高まり

など、本県を取り巻く社会経済環境は、大きく変化しています。

こうした様々な情勢変化を踏まえ、これまでの取組の成果や見え始めてきた変化の兆しをより確かなものとし、成長への好循環にしっかりととした道筋をつけるため、平成 27 年 10 月に、チャレンジビジョンを発展的に見直し、人口減少対策やイノベーションの一層の促進、防災・減災対策など、これまでの取組を更に加速させていく方針を示したところです。

政策を支える本県財政については、中期財政健全化計画（平成 23 年度～平成 27 年度）に基づき、弾力的かつ持続可能な財政構造の確立に向けた取組を進め、実質的な県債残高が約 1,900 億円縮減し、経常収支比率や将来負担比率も目標を達成する見込みとなるなど、一定の財政健全化を進めてきました。一方で、将来負担比率は依然として他県と比べて高く、また、土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計（臨海土地造成事業）においても、大きな債務を抱えているところです。

加えて、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加や、公債費の高止まりなどが、今後も見込まれます。

また、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済・財政再生計画」では、地方財政全体についても国の取組と基調をあわせて歳出改革に取り組むこととされており、今後も厳しい財政運営が想定されます。

さらに、長期的な視点に立つと、人口減少の進展など社会経済環境の大きな変化がもたらす、税収の変動や、県に求められる公共サービスのあり方の変化など、様々な不透明な状況があります。

こうした中で、チャレンジビジョンに掲げる「目指す姿」の実現を支えるとともに、将来において、様々な不透明な状況がある中においても、県勢の持続的な発展のため必要な政策的経費を安定して確保するため、この中期財政運営方針（以下「本方針」という。）を策定することとしました。

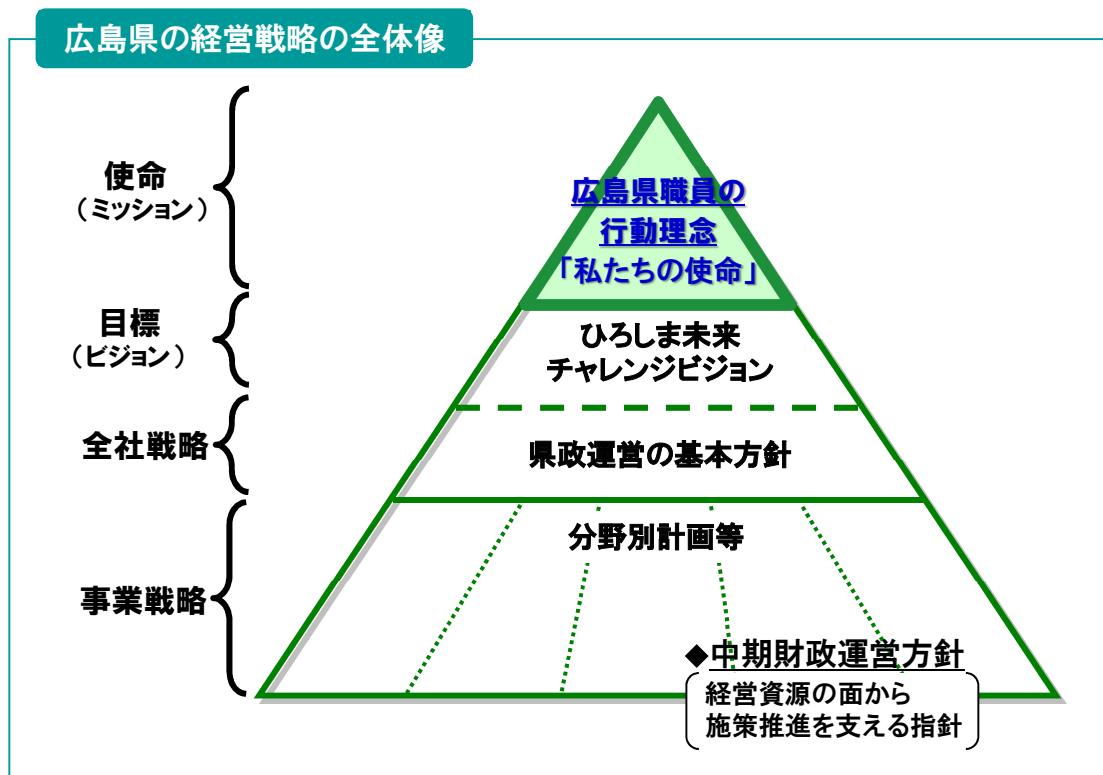
2 中期財政運営方針の位置付け等

(1) 中期財政運営方針の位置付け

広島県の最上位計画は、本県の将来像である「目指す姿」を描くとともに、その実現に向け、中長期的な取組の方向性や戦略を掲げたチャレンジビジョンです。

また、チャレンジビジョンが示す取組の方向性を受け、具体的ないわば「事業戦略」となるそれぞれの分野別計画や個別計画に基づき、個々の施策は推進されています。

これら一連の施策の推進を、経営資源の面から支えるとともに、将来において、様々な不透明な状況がある中においても、県勢の持続的な発展のため必要な政策的経費を安定して確保するための指針となるのが、本方針です。



(2) 期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

3 本県財政の現状と展望

今後の財政運営に係る方針を作成するにあたり、本県財政の現状や今後の展望を分析すると、以下のとおりです。

(1) 依然として厳しい財政状況

本県では、平成4年度以降、県税収入が低迷する中、数次にわたる経済対策などに伴い県債を増発したことにより、公債費が急増し、財政構造の硬直化が進む一方、これらの財源を確保するために財源調整的基金を取り崩してきた結果、基金の残高は急減するなど、これまでにない厳しい財政状況に直面することとなりました。

こうした状況を踏まえ、計画的に人件費の抑制や公共事業費等の見直しなどに取り組んできた結果、これまで財政構造の硬直化の要因となっていた、人件費については、今後、緩やかに減少する見込みとなった一方、公債費（償還費用について100%交付税措置のある臨時財政対策債分を除く）については、平成26年度をピークに減少に転じたものの、当面は引き続き高い水準で推移する見込みです。

さらに、今後は、高齢化の進展などにより、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、少子化対策などの社会保障関係費の大幅な増加が続くことから、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、引き続き90%を超える水準で推移することが見込まれます。

(2) 想定される財政運営上のリスク

土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計（臨海土地造成事業）では、早ければ平成30年度には、企業債の償還等に必要な資金が不足する事態となる見込みであり、その後も長期間にわたり、単年度資金収支の赤字が続く見通しであることから、一般会計での負担も避けられない状況にあります。

また、現在は歴史的に見ても低い金利水準にありますが、今後、金利が上昇すると、県債の利払い負担が増加し、財政を圧迫するリスクもあります。

(3) 高い水準にある県債残高

臨時財政対策債等を除いた「実質的な県債残高」については、平成22年度以降、5年連続で県債残高の縮減を達成しており、今後も減少を続ける見込みとなっているものの、本方針期間の終了年度である平成32年度末においても、依然として1兆円を超える水準となる見通しです。

また、臨時財政対策債等を含めた県債残高については、2兆円を超える水準で高止まりしたまま推移を続ける見通しです。

(4) 地方財政制度の動き

国は今後 5 年間を対象期間とする「経済・財政再生計画」を平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定しました。

この計画では、中長期的に持続する経済成長の実現を目指し、経済の好循環の拡大や、まち・ひと・しごとの創生などに取り組んでいく一方、政府はもとより国民全体が参加する「経済・財政一体改革」を断行し、国・地方を通じたプライマリー・バランスの 2020 年度までの黒字化と債務残高の対 G D P 比の着実な引下げに向けて、聖域なき歳出改革を進めることとされています。

地方財政についても、国の取組と基調をあわせた歳出改革に取り組むこととし、地方自治体が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブを強化するために地方財政制度の改革を行うことが明記されており、今後も本県を含め、地方自治体は厳しい財政運営を求められることが想定されます。

[中期財政健全化計画の目標の達成状況]

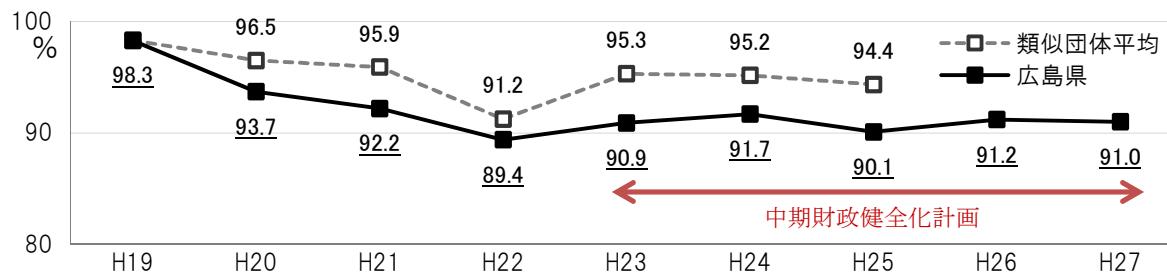
- 弾力的かつ持続可能な財政構造の確立に向けて、次の3つを計画目標として掲げ、人件費の削減や公共事業費等の計画的な見直しなどの財政健全化に取り組んできた
- 最終年度である平成27年度末には、全ての指標で目標を達成する見込みであり、実質的な県債残高については、約1.3兆円の水準まで縮減する見込み

計画目標	平成27年度(最終年度)	
	計画値	見込値(当初)
経常収支比率 [フロー指標]	90%程度の水準に可能な限り近づける	92.1%
将来負担比率 [ストック指標]	288%未満に抑制	283.1%
実質的な県債残高	5年間で1,400億円程度縮減	▲1,453億円
		▲1,953億円

[各指標の状況]

経常収支比率

○ 財政構造の弾力性を示す指標である「経常収支比率」(フロー指標)は、平成26年度決算時点での91.2%となっており、目標である90%程度の水準を維持。



※1 H26までは決算値、H27は当初予算ベースの見込み

※2 類似団体：本県と同等の財政規模を有する16府県（茨城県、静岡県など）

〔経常収支比率とは〕

人件費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源等に占める割合であり、財政構造の弾力性を判断する代表的な指標

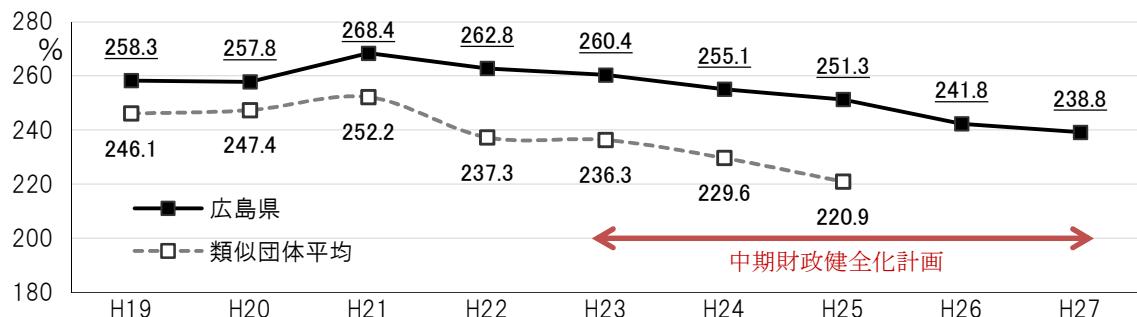
人件費、公債費など経常経費充当一般財源

経常収支比率 =

地方税、普通交付税など経常一般財源 + 減収補てん債(特例分) + 臨時財政対策債

将来負担比率

- 将来負担すべき負債を示す指標である「将来負担比率」（ストック指標）は、平成 26 年度決算時点で 241.8% となっており、平成 22 年度と比べ、21.0 ポイント低下。ただし、本県と同等の財政規模を有する団体と比べ、平均を大きく上回っている。（平成 25 年度決算時点）



※ H26 までは決算値、H27 は当初予算ベースの見込み

〔将来負担比率とは〕

財政健全化法に基づく財政指標であり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
400%以上の団体・議会の議決を経て財政健全化計画を定め、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表。早期健全化が著しく困難と認められるときは国から必要な勧告

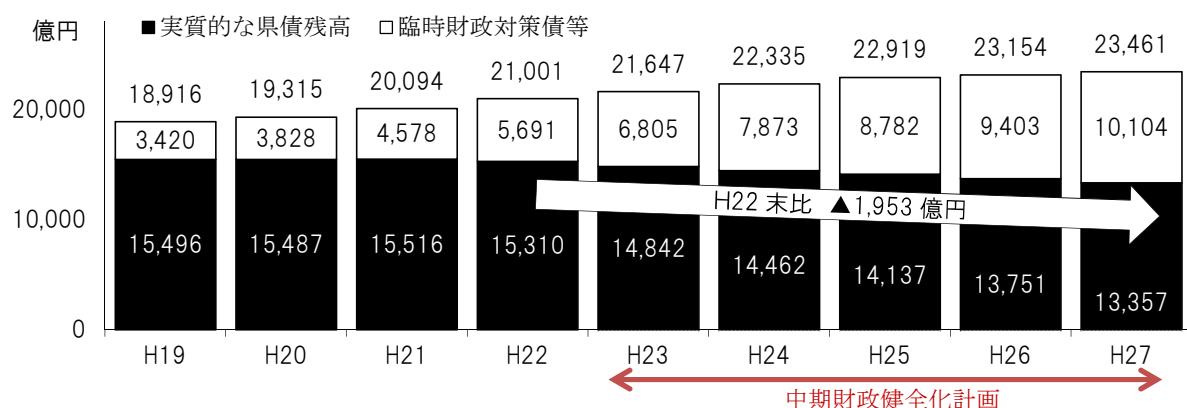
$$\text{将来負担額}^{**} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}}$$

※ 将来負担額：前年度末における地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など

実質的な県債残高

- 臨時財政対策債等を除いた「実質的な県債残高」は、平成 27 年度末時点では 1 兆 3,357 億円となる見込みであり、計画期間中、約 1,900 億円を縮減。



※ H26 までは決算値、H27 は当初予算ベースの見込み

〔実質的な県債残高とは〕

県債のうち臨時財政対策債など全額交付税措置のある県債と、将来の満期一括償還に備えて一定のルールで減債基金に積み立てた額を償還したものとみなして、その額を除いたもの（今後の税収等により償還しなければならない県債残高を意味する）

4 中期財政運営方針について

(1) 本県財政の目指す姿

将来にわたって、県勢の持続的な発展のために必要となる政策的経費が安定して確保されている状態を目指します。

(2) 財政運営目標

目指す姿の実現に向けて、着実に歩みを進めているかをフロー・ストックの両面から測るため、次の財政指標等を今後の財政運営の目標として設定しました。

- 経常収支比率を90%程度の水準に可能な限り近づけます。[フロー指標]

今後の財政運営にあたって、過去に発行した県債の確実な償還、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加、不斷の見直しを進める中においても適切な行政サービスを提供するための体制の確保などが必要となります。

本来、経常収支比率は低いことが望ましいのですが、こうした状況を踏まえると、今後5年間は、少なくとも90%程度の水準に可能な限り近づけることにより、政策的経費が一定程度確保されている状態を目指します。

- 将来負担比率を220%程度に抑制します。[ストック指標]

将来にわたって、県勢の持続的な発展のために必要となる政策的経費を確保するため、今後の人ロ減少の進展などを踏まえ、安全・安心のための一定の公共事業費を確保した上で、将来負担を軽減しながら、特別の財源対策に頼らない財政運営を目指します。

このため、将来負担の主要な要素である県債の発行額を適切にマネジメントすることにより、今後5年間で、220%程度への抑制を目指します。

- 実質的な県債残高を5年間で1,800億円程度縮減します。

将来にわたる公債費負担の軽減を図ることにより、特別の財源対策に頼らない財政運営を目指すため、今後5年間で、「実質的な県債残高」の1,800億円程度の縮減を目指します。

(3) 財政運営方針

高齢化の進展等による社会保障関係費の増加や、公債費の高止まり、土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計（臨海土地造成事業）における資金不足への対応など、様々な財政運営上の制約がある中、チャレンジビジョンに掲げる「目指す姿」の実現を支えるとともに、将来において、様々な不透明な状況がある中においても、県勢の持続的な発展のため必要な政策的経費を安定して確保するため、更なる選択と集中を図るための取組や、人件費等の経常的経費の適正化、県税の徴収強化などの歳出歳入の両面にわたる取組を行うとともに、県債残高などの将来負担額の着実な縮減を進めていきます。

（歳出の取組）

■ 経営資源マネジメントの取組

最少の経費で最大の効果を発揮するため、平成25年度から施策マネジメント（P D C A）、管理会計等を活用した経営資源マネジメントにより、施策やワークの資源配分を見直すなど、経営資源の最適配分に向けた取組を進めてきました。

今後は、これまでの取組を深化させ、施策や事業等のプライオリティをより一層踏まえた経営資源のマネジメントを行うなど、新たな手法に取り組み、更なる選択と集中を図ります。

■ 公共事業費等

これまでの計画的な公共事業費等の縮減により、臨時財政対策債分を除く公債費は平成26年度をピークに減少へと転じていますが、今後も、将来の公債費負担を抑制し、基金の取崩しなどの特別な財源対策に頼らない財政運営への移行を目指すためには、臨時財政対策債を除く県債の大部分を占める建設地方債の発行額の適切なマネジメントが必要です。

一方で、これまでの公共投資により形成してきたインフラについて、今後、一層、老朽化が本格化する中、適切な維持管理や計画的な更新などの取組は、益々重要となります。

このため、本方針の期間中においては、公共事業費の総額について、平成32年度までの間、一般財源ベースで平成27年度と同額とし、社会資本未来プランに基づく計画的な社会資本整備を進めるとともに、インフラ老朽化対策などの要請に応えていきます。

また、平成26年8月の広島市における大規模土砂災害の被災地において、「8.20土砂災害砂防・治山に関する施設整備計画」に基づき緊急に行う砂防事業等や、土砂災害警戒区域等の指定の加速化については、別枠により、必要な予算を確保することにより、引き続き、被災地の早期復旧などに全力で取り組みます。

■人件費の適正管理

これまでの計画的な定員管理の取組により、全国トップクラスのスリムな体制を構築してきました。

今後、行政経営の方針に基づき、一般行政部門について、行政経営刷新計画（平成23年度～平成27年度）において中期的な目標として掲げた、定員4,200人を念頭に置きつつ、業務プロセスの再構築に取り組むなど、不断の見直しを進めていきます。

また、業務の効率化を図るとともに、管理職のマネジメントの更なる徹底などにより、時間外勤務の縮減に取り組みます。

■債務処理に係る計画的な対応

前述のとおり、土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計（臨海土地造成事業）において、今後見込まれる単年度資金不足は、毎年度一定額ではなく、多額の不足を生じる年度もあることなど、今後、本県が安定的な財政運営を行っていく上で、大きな課題となります。

このため、後年度に想定される負担を平準化し、計画的に債務処理を進める観点から、本格的な単年度資金不足が始まる平成31年度から、計画的な基金への積立てを行います。

なお、土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計（臨海土地造成事業）が抱える債務については、県民負担を最小にするという考えに立ち、今後、一層の分譲促進に取り組み、その縮減に努めています。

■その他

事業目的の妥当性や事業の有効性・効率性等の観点から、全ての事務事業について、ゼロベースから抜本的に見直しを行うほか、社会保障関係費などの義務的性を持つ経費についても、常に適正化を図ります。

（歳入の取組）

■あらゆる歳入確保に向けた取組

利用計画のない土地等の県有財産については、歳入確保の観点から、引き続き、売却処分を進めます。

また、県税の滞納処分や個人住民税の市町との共同徴収を行うなど、県税の徴収強化により、県税収入の確保を目指します。

このほか、庁舎等の未利用スペースの積極的な貸付けや、税外債権の回収強化など、様々な歳入確保に取り組みます。

資金の運用及び調達については、平成19年度に設置した広島県資金管理会議を活用し、外部の金融専門家等の意見を踏まえながら、安全性及び流動性を確保した適切なリスク管理の下で、運用収益の拡大や調達コストの削減等に、引き続き取り組みます。

■基金の活用

厳しい財政状況の中、歳入の不足を補うとともに、必要な政策的経費を確保するため、財源調整的基金をはじめとする活用可能な基金の取崩しを行います。

なお、将来的には、基金の取崩しなどの特別な財源対策に頼らない財政運営への移行を目指します。

(自立した財政運営に向けた取組)

■「課税自主権」の活用に向けた検討

現行の地方税制度において、超過課税の設定や法定外税の新設といった、地方自治体による独自の課税（いわゆる「課税自主権」）が認められています。

今後、新たな行政課題への対応や、公共サービスの向上のため必要となる歳入の確保については、「課税自主権」の活用も検討します。

一方、平成27年10月、国の制度を活用し、本県への本社機能の更なる移転促進を図るために、事業税や不動産取得税についての不均一課税に関する条例を制定しました。

今後、こうした本県の政策目的の達成に有効と考えられる税制上の特例措置の創設についても、併せて検討を行います。

■地方税財源の充実強化に向けた国への働きかけ

前述のとおり、先日、閣議決定された「経済・財政再生計画」の中で、地方財政について、国の取組と基調をあわせた歳出改革に取り組むこととし、地方自治体が自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブを強化するために地方財政制度の改革を行うことが明記されました。

国・地方を通じて、不斷の行財政改革に取り組むことは重要であり、これまで本県でも、国を上回る歳出の抑制努力を行ってきました。

一方、地方財政の実状として、国の法令等の関与が存するなどの義務的経費が歳出総額の約9割を占めている状況にあり、国が地方に多くの事務を義務付けている以上、国の責任において、必要な財源が確保される必要があります。

このため、地方の必要な一般財源総額の確実な確保について、全国知事会等と連携するなど、あらゆる機会を通じて、引き続き、国に働きかけを行っていきます。

また、地方財政は、毎年度、恒常に多額の財源不足が生じており、平成 27 年度においても 7 兆円を超える厳しい状況となっています。

このため、地方交付税の法定率の更なる引上げを行うことなどにより、地方の必要な地方交付税財源の総額を確保し、臨時財政対策債による補てん措置を早期に解消するよう、併せて、国に働きかけを行っていきます。

(財政運営上のリスクへの対応)

平成 22 年度に庄原市などで発生した豪雨災害や平成 26 年度に広島市で発生した大規模土砂災害など、近年、益々災害によるリスクは高まっています。また、急激な金利上昇リスクなど、今後 5 年間の財政運営を行う中でも、様々なリスクへの備えが必要です。

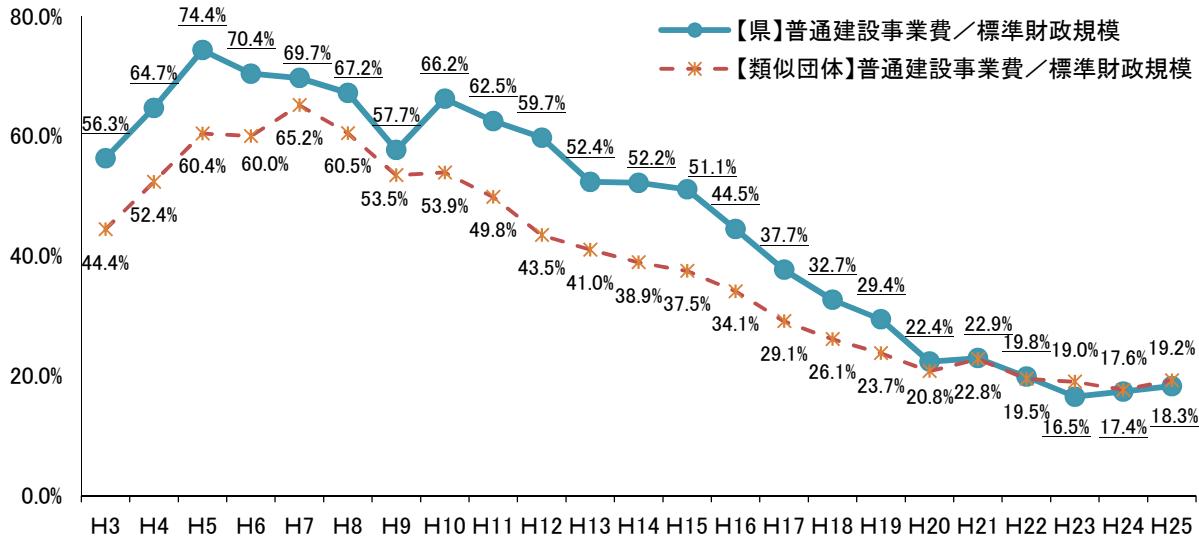
しかしながら、地方自治体は国と異なり、地方債の発行権限が限定されていることから、突発的な資金需要に対応するためには、基本的には、活用可能な基金の取崩しによるほかはありません。

このため、予算編成を行う上において、財源調整的基金などの取崩しに頼らざるを得ない現状においても、常に一定額以上の財源調整的基金の残高の確保が必要であることから、数次の大規模災害の発生への対応を念頭に 50 億円以上の残高を維持するとともに、本方針において、取崩しを見込む額についても、今後、更に経費節減や歳入確保に努めることにより、可能な限り、基金残高の確保を目指します。

なお、かつての国の三位一体の改革（平成 16 年度～平成 18 年度）による一般財源総額の大幅な削減などが行われた場合などには、多大な財政運営上の影響が引き起こされます。

このような、現時点での影響の予測が困難な事態が生じた場合においては、やむを得ない対応として、県民サービスへの影響を考慮しながら、あらゆる経費について、抜本的な見直しを検討します。

[標準財政規模に占める普通建設事業費の推移]



※ 数値は、決算ベース

[参考：今後の普通建設事業費を一定とした場合の公債費の長期見通し]

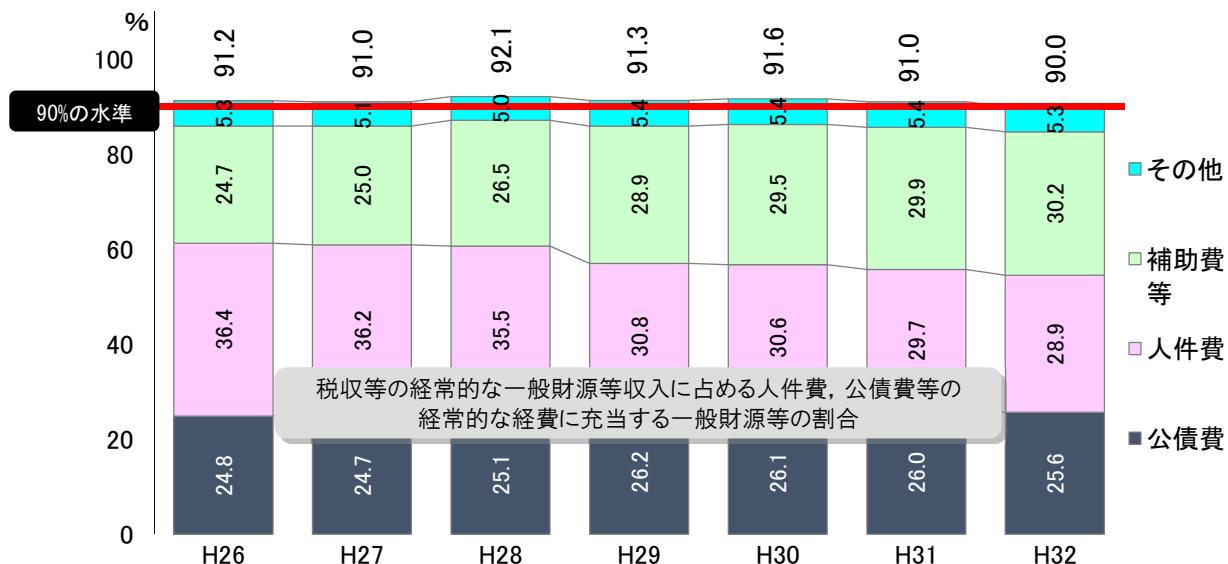
平成 33 年度以降、普通建設事業費を平成 32 年度と同額とし、これに伴う公債費と地方交付税の増減以外は、原則、平成 32 年度と同額で固定した場合の長期見通しは、次のとおりである。

区分		H27 (当初予算)	H28	H29	H30	H31	H32	(単位:億円)		
年	度									
1 県税・地方消費税清算金・地方譲与税		4,894	4,986	5,008	5,412	5,469	5,527	5,527	5,527	5,527
2 地方交付税・地方特例交付金		1,670	1,656	1,445	1,303	1,366	1,416	1,641	1,650	1,643
3 国庫支出金		1,037	1,099	965	963	954	948	948	948	948
4 県債		1,393	1,349	1,352	1,328	1,303	1,289	1,184	1,184	1,184
うち臨時財政対策債		739	739	739	739	739	739	739	739	739
うち退職手当債		135	147	119	128	114	96	0	0	0
5 その他		988	900	878	892	900	854	837	837	837
歳 入	①	9,982	9,990	9,648	9,898	9,992	10,034	10,137	10,146	10,139
1 法的義務負担経費		3,127	3,262	3,486	3,779	3,916	3,997	3,962	3,962	3,962
2 経常的経費		4,572	4,556	4,009	4,006	3,995	3,962	3,983	3,988	3,968
人件費		2,975	2,945	2,422	2,416	2,387	2,357	2,357	2,357	2,357
公債費		1,597	1,611	1,587	1,590	1,608	1,605	1,626	1,631	1,611
うち臨時財政対策債分		306	372	413	451	491	533	963	974	982
うちその他分		1,291	1,239	1,174	1,139	1,117	1,072	663	657	629
3 政策的経費		2,283	2,274	2,285	2,261	2,239	2,209	2,199	2,199	2,199
歳 出	②	9,982	10,092	9,780	10,046	10,150	10,168	10,144	10,149	10,129
要 調 整 額	③(①-②)	0	▲102	▲132	▲148	▲158	▲134	▲7	▲4	11

[財政運営目標]

- 財政運営目標として設定する財政指標等は、本方針のとおり実施した場合、次のとおり推移する見込み

① 経常収支比率



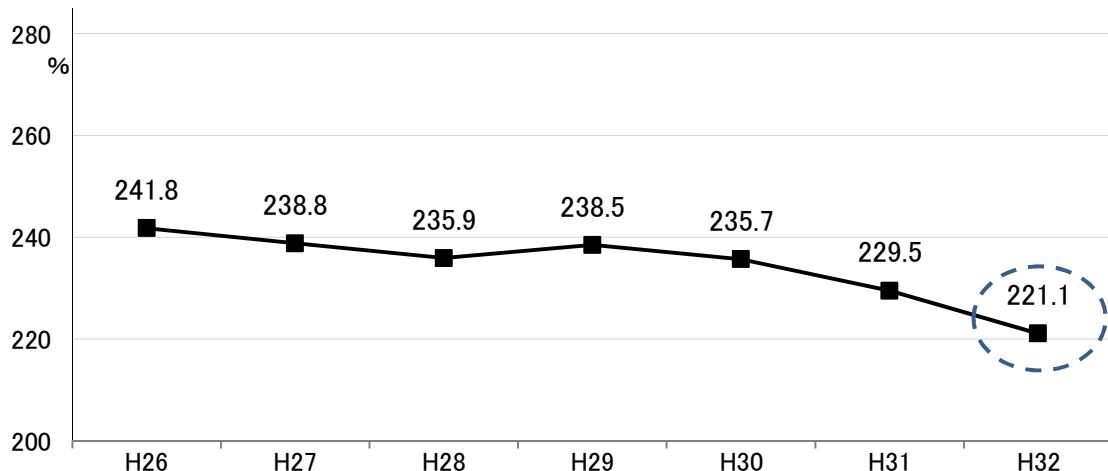
[経常収支比率とは]

人件費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税など毎年経常的に収入される一般財源等に占める割合であり、財政構造の弾力性を判断する代表的な指標

人件費、公債費など経常経費充当一般財源

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、公債費など経常経費充当一般財源}}{\text{地方税、普通交付税など経常一般財源} + \text{減収補てん債(特例分)} + \text{臨時財政対策債}}$$

② 将来負担比率



※ H26 は決算値、H27 は当初予算ベースの見込み、H28 以降は推計値

〔将来負担比率とは〕

財政健全化法に基づく財政指標であり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
400%以上の団体：議会の議決を経て財政健全化計画を定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表。早期健全化が著しく困難と認められるときは国から必要な勧告

将来負担額[※]

— (充當可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 = _____

標準財政規模 — (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

※ 将来負担額：前年度末における地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など

③ 実質的な県債残高



※1 数値は理論償還ベース(減債基金に積み立てた額は償還したものとして除いた残額)としている。

※2 H26 は決算値, H27 は当初予算ベースの見込み, H28 以降は推計値

〔実質的な県債残高とは〕

県債のうち、臨時財政対策債など全額交付税措置のある県債と、将来の満期一括償還に備えて一定のルールで減債基金に積み立てた額を償還したものとみなして、その額を除いたもの（今後の税収等により償還しなければならない県債残高を意味する）

5 今後の財政収支見通し

一定の条件の下で試算した財政収支見通しでは、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加や、減少に転じたものの高い水準で推移する公債費などにより、平成28年度以降、毎年度100～160億円程度の歳入・歳出の調整が必要となる見通しです。

こうした状況を踏まえ、前章で示したとおり、事務事業の見直し、財産の売払いなどの取組を行います。

なお、平成27年8月に公表した「今後の財政収支見通し」時点から、平成26年8月の広島市における大規模土砂災害の被災地において緊急に行う砂防事業等や、土砂災害警戒区域等の指定の加速化について、集中的に取り組むための別枠予算の確保（平成28年度～平成32年度）、土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計（臨海土地造成事業）の資金不足に対応するための計画的な基金積立て（平成31年度から毎年度35億円）を追加しています。

区分		H27 (当初予算)	H28	H29	H30	H31	H32	(単位:億円)
1 県税・地方消費税清算金 地方譲与税		4,894	4,986	5,008	5,412	5,469	5,527	
2 地方交付税・地方特例交付金		1,670	1,656	1,445	1,303	1,366	1,416	
3 国庫支出金		1,037	1,099	965	963	954	948	
4 県債		1,393	1,349	1,352	1,328	1,303	1,289	
うち臨時財政対策債		739	739	739	739	739	739	
うち退職手当債		135	147	119	128	114	96	
5 その他		988	900	878	892	900	854	
歳 入 ①		9,982	9,990	9,648	9,898	9,992	10,034	
一般財源※		6,657	6,715	6,434	6,559	6,666	6,763	
1 法的義務負担経費		3,127	3,262	3,486	3,779	3,916	3,997	
2 経常的経費		4,572	4,556	4,009	4,006	3,995	3,962	
人件費		2,975	2,945	2,422	2,416	2,387	2,357	
公債費		1,597	1,611	1,587	1,590	1,608	1,605	
うち臨時財政対策債分		306	372	413	451	491	533	
うちその他分		1,291	1,239	1,174	1,139	1,117	1,072	
3 政策的経費		2,283	2,274	2,285	2,261	2,239	2,209	
歳 出 ②		9,982	10,092	9,780	10,046	10,150	10,168	
要 調 整 額 ③(①-②)		0	▲ 102	▲ 132	▲ 148	▲ 158	▲ 134	

H28～H32の要調整額 ▲ 674

※ 一般財源は、県税(地方消費税清算後)、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等、臨時財政対策債としている。

[今後の財政収支見通し 推計方法の概要]

【歳入】

- 県税収入：内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」に基づく名目経済成長率(ベースラインケース)等を基に試算
- 交付税：県税収入等の見込額、公債費・社会保障関係費の伸び等を考慮
- 県債：臨時財政対策債は、H27年度当初予算額で固定
退職手当債は、今後5年間、現行制度の発行限度額まで発行

【歳出】

- 法的義務負担経費：H27年度当初予算額をベースとして、社会保障関係費などは個別に試算
土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計(臨海土地造成事業)の資金不足への対応については、H31年度から毎年度35億円の基金積立てを見込む
- 人件費：職員数は、H27年4月1日現在で固定
H29年度から教職員給与費の広島市への移譲に伴う減少を見込む
- 公債費：公共事業はH27年度発行額と同額を発行するものとして試算
大規模事業等は個別推計を基に試算
臨時財政対策債の償還について、地方交付税の基準財政需要額への算入ルールと同一に設定
- 政策的経費：公共事業等はH27年度当初予算額を固定(ただし、H26年8月の広島市における大規模土砂災害に係る砂防事業等は、個別に推計)
その他の大規模事業等は個別に推計

[土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計（臨海土地造成事業）の資金不足に対する計画的な基金積立てについて]

■ 後年度に想定される負担を平準化し、計画的に債務処理を進める観点から、本格的な単年度資金不足が始まるH31年度から、毎年度35億円（※）を積立て

（※）35億円は、毎年度一定額であり、かつ、いずれの年度においても資金がショートしない最低限度の積立額

		中期財政運営方針 ➔														(単位：億円)	
区分		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46
一般会計	土地造成事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計（臨海土地造成事業）における各年度の資金不足見込額	▲ 25	▲ 17	▲ 2	▲ 30	▲ 70	▲ 60	▲ 32	▲ 29	▲ 11	0	0	▲ 12	▲ 62	▲ 46	▲ 84	▲ 19
一般会計	基金への計画的積立額（H31年度～H45年度）	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	9	0
一般会計	年度末基金残高	10	28	61	66	31	6	9	15	39	74	109	132	105	94	19	0

[要調整額の解消に向けた取組]

(単位：億円)

		区分	5年間 合計(※2)
① 要調整額 [対応前]			▲674
取組の効果額 ② (※1)	人件費の適正管理	段階的な職員数等の見直しや時間外勤務の縮減	41
	普通建設事業等の見直し	公共事業をはじめとする普通建設事業等については、H27年度当初予算(災害別枠予算・学校耐震化予算を除く)と同額とし、平成26年8月の広島市における大規模土砂災害の被災地において緊急に行う砂防事業等については、別枠で予算を確保	—
	事務事業の見直し	事務事業についてゼロベースから抜本的な見直し (H27年度当初比：一般事業費▲10%程度)	50
	財産の売払い	利用計画がない土地等の県有財産等を売却処分	30
	収入未済額の縮減	県税の滞納処分や個人住民税の市町との共同徴収を行うなど、県税の徴収強化	15
	③ 基金の活用	取組後における要調整額について財源調整的基金等の取崩して対応 (県庁舎整備等基金については、今後、条例改正が必要)	538
④ 要調整額 [対応後] (①+②+③)			0

(※1) このほか様々な経費節減や歳入確保の取組を行うことで可能な限り基金の取崩しを抑制

(※2) 額は一般財源ベース

6 毎年度の予算編成にあたって

本方針では、現時点で見込むことができる一定の条件の下で、5年間の歳入・歳出を見込んだ上で、今後の財政運営にあたっての基本的な考え方や方針を示しました。

ただし、今後の経済情勢や地方交付税制度をはじめとする地方財政制度等については、予測が困難な面もあることから、本方針策定後の経済情勢の変化などを適切に歳入・歳出の見込みに反映した上で、毎年度策定する「県政運営の基本方針」の中で、具体的な予算編成の作業フレームを決定します。

なお、国における抜本的な地方財政の方針転換が行われるなどの事態により、現時点で影響の予測が困難な事態が生じた場合においては、やむを得ない対応として、県民サービスへの影響を考慮しながら、あらゆる経費について、抜本的な見直しを検討します。